

建築士事務所廃業等届提出書類一覧

廃業等届					
廃業等の事項		届出人		添付書類	備考
		法人	個人		
業務を廃止した時		開設者	開設者	届出人との関係を証明する書類	建築士事務所廃業等届及び添付書類を提出してください。廃業等の事項があつてから30日以内に提出してください。(建築士法第23条の7)
開設者が死亡した時		—	相続人		
破産した時		破産管財人	破産管財人		
法人が合併解散した時		役員であつた者	—		
法人が破産又は合併以外の事由により解散した時		清算人	—		
登録区分の変更	法人⇔個人	開設者	開設者		
	一級⇔二級⇔木造	開設者	開設者		
提出部数				1部	

書類はお近くの(一財)山口県建築住宅センターの事務所へ郵送又は持参してください。

山口センター	〒753-0072	山口市大手町3番6号 大手町第一ビル1F	TEL(083)921-8722
岩国事務所	〒740-0017	岩国市今津町1-18-1 岩国商工会議所会館3F	TEL(0827)30-3200
周南事務所	〒745-0005	周南市児玉町1-11-2 スカイビル4F	TEL(0834)33-3390
下関事務所	〒750-0018	下関市豊前田町3-3-1 国際貿易ビル5F(海峡メッセ下関)	TEL(0832)28-0570